

委員長（山本順二君） ただいまから議院運営委員会を開会いたします。

事務総長から御挨拶がござります。

事務総長（郷原悟君） お許しをいただきまして一言御挨拶申し上げます。

昨年十一月十四日の本会議におきまして事務総長に選任されました郷原でございます。大任を仰せ付かりまして、誠に身の引き締まる思いでござります。もとより浅学非才、微力でござりますけれども、誠心誠意全力を傾けて職務に専念してまいりたいと考えております。

どうか、議長、副議長、議運委員長を始め諸先生方にはなお一層の御指導、御鞭撻を賜りますよう心よりお願い申し上げまして、御挨拶とさせていただきます。（拍手）

委員長（山本順二君） 次に、参議院、国立国会図書館、裁判官弾劾裁判所及び裁判官訴追委員会の平成二十九年度予定経費要求及び平成二十八年度予定経費補正要求（第3号）に関する件を議題といたします。

事務総長の説明を求めます。

事務総長（郷原悟君） まず、平成二十九年度予定経費要求について御説明申し上げます。

お手元の資料一枚目及び一枚目を御覧ください。本院の要求額は四百四十一億一千九百万円余でござります。前年度と比べ七億六千一百万円余の減額となっております。その理由は主に通常選挙の実施に伴い必要となる経費が減額となることによるものでござります。

要求事項のうち、国会の権能行使に必要な経費は、議員歳費、議員秘書手当等の議員・秘書関係経費のほか、議員会館の維持管理運営費等でござります。まして、要求額は二百一十九億八千九百七百万円余でござります。

参議院の運営に必要な経費は、職員人件費、事務費等でござることとして、要求額は百五十四億五千九百万円余でござります。

参議院施設整備に必要な経費の要求額は十四億八千九百万円余でござります。

民間資金等を活用した参議院施設整備に必要な経費は、議員会館の不動産購入費でございまして、要求額は四十一億六千八百万円余でござります。

裁判官弾劾裁判所の要求額は一億一千九百万円余でございまして、これらは裁判官の弾劾裁判及び罷免の訴追に必要な経費であり、その主なものは人件費及び事務費でござります。

最後に、平成二十八年度予定経費補正要求（第3号）について御説明申し上げます。

お手元の資料七枚目から十枚目を御覧ください。本院、国立国会図書館、裁判官弾劾裁判所及び裁判官訴追委員会の補正要求は、いずれも不用により既定予算の一部を修正減少しようとするものでござります。

本院につきましては五億一千三百万円余、国立国会図書館につきましては九千六百万円余、裁判官弾劾裁判所につきましては四百万円余、裁判官訴追委員会につきましては三百万円余をそれぞれ減額するにいたしております。以上でござります。

以上でござります。どうぞよろしくお願い申し上げます。

委員長（山本順三君） 本件につきましては、本日の庶務関係小委員会、図書館運営小委員会及び理事会において審議してまいりました。

本件につき質疑のある方は御発言願います。

吉川沙織君 民進党の吉川沙織でございます。

この場では、一問だけ質問を事務総長に対してもさせていただきます。

平成二十六年から我が会派が指摘し続けております職員間の繁忙度の差の解消に関しては、職員全体、つまり管理職、一般職員の意向を全体的に把握した上で適切な人員配置を行う必要があると考えます。

事務総長は参議院事務局のトップとして事務局全体を見た上で配置等を行つてあるかとの昨年の質問に対し、当時の事務総長は、「今まで足りなかつた側面についても十分に目配りしてまいりた」と答弁されましたが、この点につきまして新事務総長の御見解をお伺いいたします。

事務総長（郷原悟君） お答えいたしました。

事務局では、例年三月頃、非管理職を対象として意向調査を行い、本人の希望を把握した上で配置換えを行つております。

昨年一月の本委員会における吉川理事からの御指摘も踏まえ、時期を限らず、様々な機会を捉えて、職員の希望、状況等の把握に努めております。

全職員の希望に沿つた配置換えを行うことは難しいことでござりますけれども、今後も引き続き事務局全体に十分に目配りをしてまいる所存でございます。

吉川沙織君 引き続き、事務総長にお伺いいたします。

参議院事務局は、定員規程により定員は定められていますが、部門ごとの定員に対する規程はございませんし、その縛りもありません。

先ほどの庶務関係小委員会でも指摘をさせていただきましたが、予算定員とそこに配置されている実員に若干なりとも乖離状態があり、それが事務局部門と調査部門で大きくバランスを欠いている状態、これが現状であると承知しております。

これを是正する」とが職員間の繁忙度の差の解消にも一定程度寄与することになるものと考えます。次に、本件につき御意見のある方は御発言願います。

委員長（山本順三君） 他に御発言もないようですから、本件に対する質疑を終了いたします。

吉川沙織君 民進党の吉川沙織です。我が会派は、平成二十九年度参議院予算案に反対の立場から意見表明を行います。

参議院事務局は、平成二十六年四月八日、「今

れによしまして、基本的に庶務・管理部門を中心としに削減してきた中で、国会事務局には多様な職種がござります、それらの職員を直ちに調査室に異動させることは難しい面もございます。

しかしながら、立法補佐機能の根幹を成す調査室において定員との乖離は決して望ましいものではありませんので、引き続き、新規採用等を通じまして必要な人員をしっかりと確保し、乖離の解消に努めてまいりたいと考へております。

吉川沙織君 今、一問、新しい事務総長にお伺いをして、それぞれ答弁をいただきました。昨年同じ質問でござります。

予算定員と実員の乖離状態、そして公務部門全体の人事政策につきましては、どのような立場になろうとも、今後も引き続き注視してまいりたいと思いますので、新しい事務総長での取組、期待をしておりますので、是非お願いいたします。

終わります。

吉川沙織君 民進党の吉川沙織です。我が会派は、平成二十九年度参議院予算案に反対の立場から意見表明を行います。

後の事務局体制の整備について」をお示しになり、また、昨年一月11日の当議院運営委員会において、当時の事務総長から、「職員の繁忙度の差の解消、定員と実員の乖離の解消の一環について努力する旨の答弁がありました。

しかしながら、参議院事務局内における人員配置、予算配分、業務改善について、現段階において、いまだ十全な改善が図られたとの評価ができるにこゝから、一昨年、昨年に引き続き反対せざるを得ません。野党第一会派として、参議院の予算案に反対せざるを得ないのは、立法府に身を置く議会人の一人として断腸の思いです。

参議院事務局の場合、全体の予算定員は参議院事務局職員定員規程で定められている一方、部局「」との実際の定員については縛りがないのが現状です。

（）

「」の予算定員と実員の差の乖離については、平均的に乖離しているわけではなく、「」との乖離が非常に大きいと承知をしております。例えば、事務局部門に比し、立法・調査機能の充実のため増員されているように見えながらも、実態上、十分な人員配置がなされていない調査部門は、予算定員よりも少ないということです。

昨年の意見表明において、「部局」との予算定員と実員の乖離を改善することとで全体的な改善につながるのではないかとの提案をいたしました。我

が会派が以前から指摘してきた職員間の繁忙度の差の改善にもつながると考えたからです。しかし、ながら、昨年の取組を通じて人員配置、予算配分、業務改善について十全な改善が図られたとは言い難く、改善に向けた努力、講ぜられた措置が不十分であると評価せざるを得ません。

我々参議院議員に一番身近であり、議員を補佐する公務部門である参議院事務局は、国民的要請を踏まえて、その必要性、価値が認められた制度として法律などにより設けられた各組織があります。運営面から本会議、委員会をサポートする会議運営部門、内容面からサポートする調査部門、参議院の活動を多角的にサポートする総務部門があり、どれも皆、立法府である参議院を支えるために重要な組織です。

参議院事務局採用パンフレットには、「」の予算定員と実員の差の乖離については、平局に採用された職員は、原則として、会議運営部門、調査部門、総務部門の三部門を経験した後、各自の能力、適性、意欲に応じ各部門で実力を発揮することになると明記されています。三部門をバランスよく経験できるよう配置転換を行うためにも、どの部門のどの部課室で経験を積んでも参議院職員としての基礎的な知識を習得できる体制を整える必要があると考えます。

もちろん、完全に同種同一の業務を行つていなければ組織を客観的指標として信頼度に欠ける数値で

繁忙度を測ることはできませんが、どのような視点から見ても余りに大きな格差が存在するならば、それは組織、職員のためにならないと考えます。現在はその差が余りにも大きいという認識です。

また、予算定員と実員の乖離は、職員の配置転換の際にも問題を引き起こす可能性があります。

参議院事務局における職員の配置について、管理職を除く職員に対しては三月に定期異動に向けて意向調査を行い、人事担当が上司を通さずに個々の職員の希望を直接把握していると昨年の庶務関係小委員会において事務局から答弁がありました。

組織である以上、それが企業であれ公務部門であれ、希望が全てかなわるのは当然のこととはいえ、予算定員と実員の乖離状況のために、希望どおりの異動が一定数できなくなっていることが皆無であると果たして断言でいいでしょうか。

これまでの間、「」した問題について再三指摘申し上げてきたにもかかわらず、現在もなおそれが改善されておらず、職員間の繁忙度には差が生じているものと考えます。

その解消に当たっては、参議院事務局、特に国会役員でもある事務総長は、予算定員と実員の差を埋めることで、人員配置を行うに当たっては、管理職、一般職員の区別なく、参議院職員全体に目配りをした上でこれを行い、その上で適切な配

置を行つべきであると考えます。

立法府たる参議院と参議院を支える全ての職員の将来のためにこれらを申し上げ、一刻も早いこれらの問題の改善を期待し、意見表明といたします。

仁比聰平君 私は、日本共産党を代表して、平成二十九年度参議院予算について反対の立場から意見を申し上げます。

その第一は、情報監視審査会運営経費が計上されています。

情報監視審査会は、憲法の基本原理を根底から覆す特定秘密保護法の下で、国会に秘密会を常設し、政府の秘密保全体制に国会を組み込む、国会法等の改正の強行によるものであり、議会制民主主義を壊すものです。その経費を認めるべきではありません。

第一に、議員関係経費についてです。

議会雑費としていわゆる委員長手当が計上されていますが、国会役員を特別扱いする特権的な制度は廃止すべきです。

また、議員文書通信交通滞在費は、かつて滞在費の名目で現在の月額百万元に増額されました。

しかし、在京議員に対する滞在費分の支給は国民から見て合理的説明が立ちません。見直すべきであるとして改善を求めてまいりましたが、全く改善をされておりません。改めて見直しの議論を提

起したいと思います。

以上、意見といたします。

東徹君 日本維新の会の東徹です。

平成二十九年度参議院予定経費、そして同じく平成二十九年度裁判官訴追委員会予定経費については、反対をさせていただきます。

理由は、各議院の役員等、すなわち議長、副議長、常任委員長、事務総長、特別委員長、参議院の調査会長、憲法審査会の会長及び情報審査会の会長には、国会会期中、土曜日、日曜日、祝日も含めて日当六千円が支給されています。裁判官弾劾裁判所の裁判長、裁判官訴追委員会の委員長も同様であります。

この日当六千円の支給は、当然、国民の税金であり、閑暇もされていない土曜日、日曜日、祝日にも支給されるという現状は、国民目線から見れば税金泥棒と言われても仕方がありません。各地方議会では、このような手当は財政状況も厳しいといったこともあり次々に廃止をいたしており、国会が一番遅れていると言えると思います。これは全て廃止すべきであります。

次に、立法事務費についてであります。会派に支給することとなつておりますが、現行では会派一人以上となつていてもかかわらず、一人会派まで認めてしまい、個人に対して支給されてい

ます。本来は歳費と同じように日割計算されるべきであります。

また、この際申し添えておきたいことが二点あります。

公用車の使い方に問題があると思います。専用車というのが本当にどこまで必要なのでしょうか。議員を乗せず動いていない時間が余りにも多くないでしょうか。公用車を全て否定はい

たかの使途報告は一切ありません。

地方議会では政務活動費というものが支給されおり、度々不適切に使われており問題になつております。国会議員だけが使途報告をしなくてもいい、という特権が許されるのは問題であります。

この文書通信交通滞在費は、国会議員のお小遣い、ポケットマネーとやゆされております。使途報告をすべきであります。

また、初めて当選された方はよく御存じだと思いますが、月の途中から任期が始まった場合、たった一日でも丸々百万元が支給される制度であります。本来は歳費と同じように日割計算されるべきであります。

たしませんが、せめて効率よく、もっと使い勝手のいい活用、運用の仕方に見直していくべきであります。

清水谷宿舎の建て替えにつきましては、これまでも反対をしてまいりました。

宿舎は、麹町宿舎と清水谷宿舎、二つの宿舎がありますが、人件費だけを捉えてみると年間二億一千円掛かっており、人件費だけでも議員一人当たり年間百一十一万円の管理費のコストが掛かっております。月にすれば毎月議員一人当たり十万円の管理費が掛かっております。それで、宿舎の家賃からすれば、余りにも管理費も非常に高い、世間とは大きくずれた形になつております。是非見直しを検討すべきであります。

国立国会図書館についてであります、会計検査院から指摘がありました。

平成二十六年図書購入の件ですが、九億五千四百九十二万円の購入を随意契約していった問題であります。このよつたないよつ、一般競争入札を徹底していただきますよう申し添えておきます。

以上、私からの意見表明とさせていただきます。
委員長（山本順二君） 他に御発言ございませんか。 他に御発言がなれば、これより採決を行います。

まず、参議院の平成二十九年度予定経費要求に

つき、事務総長説明のとおり、これを了承する」とに賛成の諸君の挙手を願います。

[賛成者挙手]

委員長（山本順二君） 多数と認めます。よつて、これを了承することに決定いたしました。

次に、国立国会図書館の平成二十九年度予定経費要求並びに参議院、国立国会図書館、裁判官弾劾裁判所及び裁判官訴追委員会の平成二十八年度予定経費補正要求（第3号）につき、事務総長説明のとおり、これを了承することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

委員長（山本順二君） 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

次に、裁判官弾劾裁判所及び裁判官訴追委員会の平成二十九年度予定経費要求につき、事務総長説明のとおり、これを了承することに賛成の諸君の挙手を願います。

[賛成者挙手]

委員長（山本順二君） 多数と認めます。よつて、これを了承することに決定いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

午後二時一分散会